

社会教育法(関係部分)

昭和 24 年 6 月 10 日 法律第 207 号

＜最近改正 平成 26 年 6 月 20 日 法律第 76 号＞

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(削除)

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

○日置市社会教育委員条例

平成 17 年 5 月 1 日

条例第 88 号

改正 平成 25 年 12 月 26 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、日置市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数及び任命)

第 2 条 委員の定数は、13 人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から日置市教育委員会が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日条例第 37 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○日置市社会教育委員条例施行規則

平成 17 年 5 月 1 日

教育委員会規則第 18 号

改正 平成 28 年 4 月 28 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日置市社会教育委員条例（平成 17 年日置市条例第 88 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する定時又は臨時の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、委員の互選により定め、議長は、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(結果報告)

第 3 条 議長は、会議の結果を教育長を通じて日置市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に書面で報告しなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。